

外国株式信用取引制度の創設に伴う「外国証券の取引に関する規則」等の一部改正について（案）
 に関するパブリックコメントの結果について

2021年9月14日
 日本証券業協会

本協会では、外国株式信用取引制度の創設に伴う「外国証券の取引に関する規則」等の一部改正について（案）について、2021年6月15日（火）から2021年7月15日（木）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（5件、2社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
1	外国証券規則 第41条	<p>外国証券の取引に関する規則に新設する予定の「外国株式信用取引に係る委託保証金の維持（第41条）」について</p> <p>①制度要綱には、同規定第38条（外国株式信用取引に係る受入保証金の計算方法）において、「日本国内の休業日も取引を行う場合には、当該休業日も受入保証金の計算を行う」とあるが、第41条で規定する「委託保証金の維持率の計算」についても同様に、日本国内の休業日に米国市場で取引を行う場合には、顧客の口座毎に値洗いを行ない、追証が発生している場合には請求する理解でよいか。</p> <p>②追証の差入期限は、委託保証金の維持率の計算が行われた日から起算して3営業日目の会員</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>日本国内の休業日に米国市場で取引を行う場合には、外国証券の取引に関する規則第38条第7項及び同規則第41条第2項の規定に基づき、日本国内の休業日においても受入保証金の総額の計算を行い、いわゆる追証の受入れが必要な場合には顧客に請求いただく必要があります。なお、差入期限は国内の営業日ベースでの起算となります。</p> <p>②いわゆる追証の差入期限については、「3営業日目の会員が指定する日時」としておりますの</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>が指定する日時までに、当該顧客から追加で受け入れなければならない旨の記載があるが、当該営業日は、日本の休業日であっても、米国市場で取引が行われる日は営業日に含まれるか。</p> <p>米国市場で取引が行われる日を追証の差入期限の計算に含めれば、例えば、年末年始やゴールデンウィーク等、日本国内の休業日が続く場合、連休中に発生した追証の差入期限が連休明けに集中することとなる理解でよいか。</p>	<p>で、国内の営業日ベースで計算し、顧客に請求していただくこととなります。よって、日本の休業日であって、米国市場で取引が行われる日は営業日にカウントされませんので、仮に日本の連休中に追証が連日発生した場合には、差入期限は連休明けの営業日に集中することとなります。</p>
2	外国証券規則47条	<p>現在の国内株式の信用取引においては、府令、協会規則等の定義に基づき、各種統計データなどの報告を財務局、協会へ行っているケースがあると認識している。それらの規則改定は、これから通知があるとの認識でよいか。</p>	<p>本協会に報告が必要になる統計については、後日、協会員に対して通知を行う予定です。</p>
3		<p>外国証券の取引に関する規則第47条1項及び7項において、</p> <p>「協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならない。」</p> <p>「会員は、外国株式信用取引を行った場合には、売買数量その他本協会が必要と認める事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。」</p> <p>という記載があるが、上記の報告書は外国株</p>	

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>式信用取引特有の新しい報告書なのか。仕様説明書はいつ頃公表される予定なのか。金額項目は邦貨金額に換算する必要はあるのか。</p> <p>また、上記以外の既存の国内信用取引、外国現物信用取引の報告書に外国株式信用取引の情報を記載する必要はあるのか。</p>	
4	その他	<p>保証金計算、評価に利用する為替レートについては、各社毎に日時、ルールを決定するというだけでよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、各社毎に定めた為替レートが適用される旨については、外国証券取引口座約款に加え、その他の手段（ホームページ等）により顧客に明示することが望ましいと考えます。</p>
5		<p>制度上、外国株式信用口座開設申込受付はいつから可能か。</p>	<p>規則改正の施行日が2022年7月1日になりますので、同日以降のタイミングにおいて口座開設が可能であると考えられます。なお、2022年7月1日から外国株式信用取引を開始するために、同日以前に口座開設申込を受け付けることは差し支えありません。</p>

以上